



改訂版CLPの概念と概要

EUにおける化学物質管理に関するセミナー

2025年3月10日

Erwin Annys博士

欧州化学品庁

支援・執行部門責任者





目的

化学物質の安全性確保に向けた
取り組みを通じた健康と環境を
保護する

ビジョン

→ 科学、協力、知識をもって
化学物質の安全性を確保
する

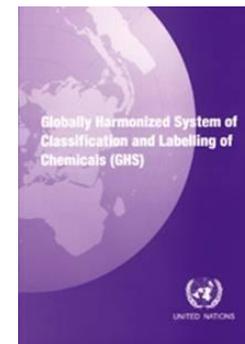
アジェンダ

- CLP:EUにおけるGHSの導入
- CLPの改訂
- CLP導入の手引き
- 分類・ラベル表示インベントリ

CLP:EUにおけるGHSの導入

CLP規則 (EC) No 1272/2008

- 2009年1月20日発行
- EUにおける分類およびラベル表示の法的枠組み
- ベースは国連の「世界調和システム(GHS)」 – 目的は同等
- CLPは、国連のGHS分類基準を踏襲
 - ⇒ 世界の大半が同様の法律を制定
- 健康と環境を高いレベルで保護すること、かつ物質・混合物・物品をスムーズに移動できるようにすることを目指す



欧州委員会(EC)は2004年、物質・混合物の供給および使用に際し、GHS導入の検討を開始

- ECの狙い:現在の安全レベルの維持
- 当時適用していたEUの法令に代えてCLP規則を施行
 - 物質の分類・ラベル表示 - Dir. 67/548/EEC (危険物質指令)
 - 混合物の分類・ラベル表示 - Dir. 1999/45/EEC (危険調剤指令)

- 分類・ラベル表示の観点からすると、GHSは以前適用していたEUの法令に酷似：
 - リスクベースではなく、ハザード(危険有害性)ベースの分類およびラベル表示(固有の特性)
 - 物質の分類基準も類似

相違点

- GHSにおける混合物: 以前より「一般的な限界濃度値」を低く設定している混合物が多く、「有害物質を含む」と分類される混合物の増加が見込まれる
- GHSの危険有害区分のほぼすべてを導入
- 「選択可能方式(ビルディングブロックアプローチ)」(GHSの1.1.3.1.5)を使用

CLPでは、危険有害性クラスを以下の名称でグループ化:

- ・ 物理的危険有害性
- ・ 健康に対する危険有害性
- ・ 環境に対する危険有害性
- ・ その他の危険有害性

CLPとGHSの危険有害性クラスおよび危険有害性区分の対比 - 物理的危険有害性

危険有害性クラス

爆発物
可燃性または引火性ガス
エアゾール
支燃性または酸化性ガス
高压ガス
 圧縮ガス
 液化ガス
 深冷液化ガス
 溶解ガス
引火性液体
可燃性固体
自己反応性化学品
自然発火性液体
自然発火性固体
自己発熱性化学品
水反応可燃性化学品
酸化性液体
酸化性固体
有機過酸化物
金属腐食性化学品

危険有害性区分

不安定爆発物	等級* 1.1	等級* 1.2	等級* 1.3	等級* 1.4	等級* 1.5	等級* 1.6
1	2	*等級			A	B
1	2	3			科学的に不安定なガス	
1						
グループ						
グループ						
グループ						
グループ						
1	2	3	4			
1	2					
タイプA	タイプB	タイプC	タイプD	タイプE	タイプF	タイプG
1						
1						
1	2					
1	2	3				
1	2	3				
1	2	3				
タイプA	タイプB	タイプC	タイプD	タイプE	タイプF	タイプG
1						

= CLPに該当
なし

CLPとGHSの危険有害性クラスおよび危険有害性区分の対比 – 健康に対する危険有害性

危険有害性クラス

危険有害性

急性毒性 – 経口
– 経皮
– 吸入

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

皮膚腐食性・刺激性
眼に対する重篤な損傷・目刺激性

		(皮膚腐食性または 眼に対する重篤な損傷)			(皮膚・眼への刺激)	
1	1A	1B	1C	2	3	
	1			2	2B	

呼吸器感受性
皮膚感受性

1	1A	1B
1	1A	1B

生殖細胞変異原性
発がん性
生殖毒性 – 性機能と生殖能力
– 次世代の発育
授乳関連の影響

1A	1B	2
1A	1B	2
1A	1B	2
授乳		

= CLPに該当
なし

特定標的臓器毒性 – 単回ばく露
特定標的臓器毒性 – 反復ばく露

1	2	3
1	2	
		気道刺激性/麻酔作用
1	2	

吸引性呼吸器有害性

CLPとGHSの危険有害性クラスおよび危険有害性区分の対比

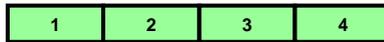
- 環境に対する危険有害性 
- その他の危険有害性 

水生環境に対する危険有害性

急性水生毒性



慢性水生毒性



オゾン層への危険有害性




= CLPに該当
なし

CLP施行下のEUでECHAが担う主要タスク

- CLH(調和された分類およびラベル表示)に関する提案書の処理
 - リスクアセスメント委員会が採択
- 分類・ラベル表示インベントリの維持・開発
 - EU市場における危険有害物質の自己分類に関する通達
- 混合物に含まれる物質の代替化学名の使用申請処理
 - 混合物の配合者は、ラベルや安全データシートで使用する危険性有害物質の代替名を申請

調和すべき物質とは？

- 照準は、ヒトの健康に最も深刻な影響を及ぼす物質：
 - 発がん性物質 (C)
 - 変異原性物質 (M)
 - 生殖毒性物質 (R)
 - 呼吸器感作性物質 (RS)
- その他の危険有害性クラスはケースバイケースで調和可能 – ただし「正当性を示す根拠」が必須
- 植物保護製品 (PPPs) と殺生物性製品 (BPs) に含まれる活性物質は、通常調和対象

CLP改訂後:

- ED HH
- ED ENV
- PBT, vPvB
- PMT, vPvM

CLPの改訂

的を絞った改訂

適切な分類ルール

- 複数構成物質(MOCS)、CLH処理の高速化、COMによるCLHDシエ(一式文書)提出の許可、新しい危険有害性クラスの優先順位付け

危険有害性の伝達方法の改善

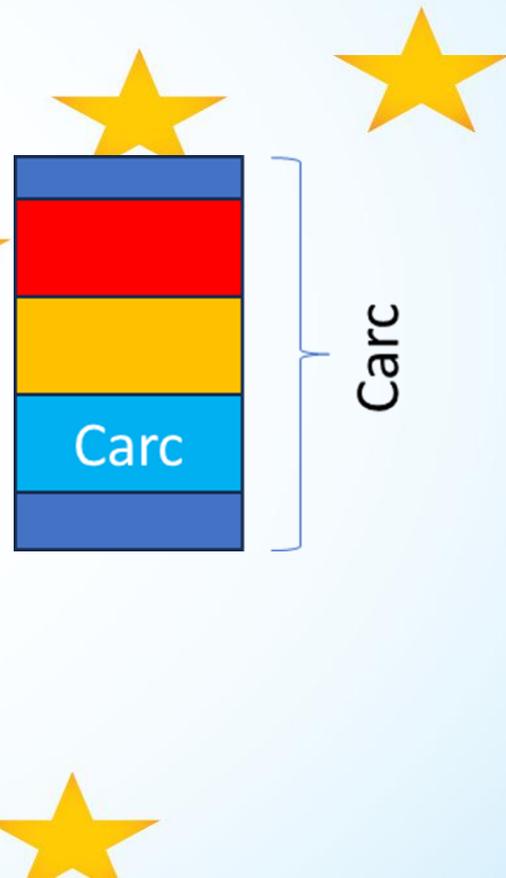
- ラベル表示の更新期限の明確化、折り込み式ラベル、必須書式要件、デジタルラベル表示の導入、量り売りのルール設定

ギャップや不明瞭点の修正

- EUにおけるサプライヤーの義務化、ポイズンセンターに対する情報損失の対処、広告ルールの改善と明確化、オンラインオファーにおける必須ルールの制定

化学物質の適切な分類(MOCS)

- 既知の成分に関する入手可能なデータは、常に(物質に関するデータとともに)評価するものとする
- CMR、ED、持続性、移動性、生体蓄積性のある物質は、物質データではなく、分類された成分をベースにして分類する
- 化学修飾されていない植物抽出物に対する特例 => 5年経過後に科学報告書 + 必要に応じて立法を提言する
- 委任法により、他の物質についても付属書IIにその他特例が追加(および修正)される可能性あり
- 含有成分によってMOCSが分類対象となる場合、このMOCSを含む混合物は、「混合物中の含有成分の割合」=>「混合物中の混合物についても同様」=>「その含有成分の割合」を基準にして分類される。



化学物質の適切な分類

- REACH、植物保護製品、および殺生物性製品に関する各規制でED区分1またはPBT/vPvBに当てはまると特定された物質は、委任法によって付属書VIへ移行
- 手続き上のルール：欧州委員会によるCLH一式文書の作成開始を許可し、ECHAまたはEFSAに対しては義務化
- **グループ化アプローチ**：明確な科学的推論に基づいて、いかに入手可能な情報がグループ化をサポートできるかを考慮し、グループ内の他の物質から対象物質の特性をきちんと予測できるようにする
 - グループ全体で動物実験を回避し、分類を高速化
- **CLHの高速化 =>** 欧州委員会はできる限り、**RAC**が意見を表明した年度末までに委任法を採択するものとする

化学物質の適切な分類

ECHAの分類・ラベル表示インベントリへの届出ルール:

- 届出者名の公表 [NB! は極秘扱い可能]
- 最も厳しい分類・ラベル表示の届出逸脱理由の公表
- 分類・ラベル表示により厳しい届出基準を導入する理由の公表
- 分類・ラベル表示の最新の更新日の公表
- 分類の更新が必要な場合は、6か月以内に届出を更新すること
- ECHAによって不完全、不正確または古すぎるとみなされた項目は、ECHAが当該届出者にフラグを立てることが可能

危険有害性の伝達方法の改善

- ラベル更新ルールの明確化
 - 危険有害性が高い分類に更新する場合は6か月以内
- 量り売りに関する明確な規定
 - ラベル表示義務の明確化
 - リスク管理対策を取り入れ、ある特定の危険有害性クラスについては量り売りの却下が必要
- デジタルラベル表示の導入
- 化学物質の折り込み式ラベルの利用拡大
- 危険有害性化学物質のラベル表示に関する書体・余白ルールの設定

危険有害性の伝達方法の改善 量り売り

- 量り売りの旨を示すラベル表示(見える場所に表示)
- 実施しているリスク軽減対策:
 - ばく露を最小限に抑える
 - 子どもが好き勝手にいじれないよう対策する
 - 現場サポート体制を整える
 - 物質・混合物同士の反応を防止する
- 包装にラベルを表示(通常のルールを適用)

取扱禁止の危険有害性:

CMR、ED、PBT、PMT、
特定標的臓器毒性、可
燃性物質、急性毒性、皮
膚腐食性1、
眼に対する重篤な損傷1、
呼吸器感作性、
皮膚感作性、
吸引性呼吸器有害性

危険有害性の伝達方法の改善 デジタルラベル表示

- 任意でデジタルラベルを利用できるようにする
- デジタルラベルは物理的なラベルを正確に反映=>
- 特定の補足情報についてはデジタルラベルのみが提供できるようにする
- データキャリア対応型にする、あるいは物理的なラベルまたは包装に表示するラベルに印刷する
- COMを強化して、デジタルでのみ表現可能な要素を増やす

技術要件

情報発信場所を1か所に
集約

無料で利用可能
検索しやすい仕組み
登録不要

ジオブロッキングなし
汎用性の高いデジタル
技術を採用
10年間利用可能

危険有害性の伝達方法の改善 書式要件

製品の容量	第17条で要求される情報提示ラベルの寸法(ミリメートル単位)	各ピクトグラムの寸法(ミリメートル単位)	最小フォントサイズ(高さx、ミリメートル単位)
≤ 0.5 L	可能であれば、 52x74以上	10x10以上	1.2
≤ 3 L		可能であれば 16x16以上	1.4
≤ 50 L	74x105以上	23x23以上	1.8
≤ 500 L	105x148以上	32x32以上	2.0
> 500 L	148x210以上	46x46以上	2.0

- 行間: 2行間の距離は、フォントサイズの120%以上にすること
- コントラスト: 白い背景に黒字のテキストを使用すること
- 書体: シングルフォントで読みやすい書体、セリフ体不可
- 文字の間隔: 読みやすい間隔

主な法的ギャップへの対処

- **EUにおけるサプライヤーの義務化:**「EU域内の正規サプライヤーで製品ラベルにその名称が記載される業者が、産業活動または専門的活動の過程で当該物質または当該混合物に対して、本規則に定める要件を満たさない限り、いかなる物質または混合物も上市できない」
- 広告には、**危険有害性ピクトグラム、注意喚起語、危険有害性情報、EUH情報**を掲示したうえで「**製品ラベルに規制された情報をよくお読みのうえ、その指示に従ってください**」との文言を追加（一般人への販売）
- 第25条第4項に従い、広告にはその物質または混合物のラベルまたは包装に表示しない文言（**「無毒」「無害」「無公害」「環境にやさしい**」）を含めてはならない。
- すべてのラベル表示情報は、**オンラインオファー**に記載されるものとする。
- 情報損失を回避するため、**ポイズンセンター**に対する的を絞った通知を義務化 => さらに別の**MS**に配布している**再ラベル表示者、リブランディング者、ディストリビューター**が**ポイズンセンター**に通知する義務

その他の規定

- 欧州委員会は、以下を実施するものとする：
 - 国連のGHSとの動物実験代替法の基準の調和を促進し、調和成立後、できれば18か月以内にCLPを採択
 - 動物実験代替法の開発を定期的に評価
 - 国連のGHSで免疫毒性、神経毒性、PBT、PMT、EDの基準策定を促進
- **施行**: 施行を担当する当局は、本規則への違反に関連する苦情または報告をフォローアップし、規則2019/1020の第3条(16)で言及されている是正措置が講じられたことを確認するものとする
- 弾薬(付属書I - 特殊事例セクション1.3のラベル表示要件からの逸脱)

CLPの改訂 – 適用

- 発効日: 官報に掲載されてから20日後 = 利害関係者に納税義務を課さない条項の適用日 (例: CLH提案書を提出する欧州委員会の権利)
- 発効後18か月: 利害関係者に関税を課す新しい規定 (例: MOCS)
- 発効後24か月: 混合物中にED、PMT、PBTが特定され、ラベル、フォントサイズ、ポイズン情報センターへの通知が必要になった場合。適応するために長めの期間を設定。また、ECHAのITシステムの変更も必要。
○
- 移行規定: 発効前に適用されたルールに従って分類・ラベル表示され、発効から18～24か月以内に上市された物質及び混合物 (例: MOCS): 合計42～48か月間は再分類・再ラベル表示・再包装不要 (サプライチェーン内の化学物質についてはさらに2年間の猶予期間)。
- 「Good pupils」条項: 利害関係者は、義務化される18～24か月の任意のタイミングで申請可能。

CLP改訂のフォローアップ - 実施

- COM は、デジタルラベル表示要件をさらに明確化するための手引きや委任法を作成する必要性を評価
- ECHAは、関連する手引きを更新
- ECHAは、ITツール、(分類・ラベル表示インベントリ、ポイズンセンターへの通知など)を更新
- REACH、PPPR、BPRにおいて、ED区分1またはPBT/vPvBに当てはまると特定された物質を、委任法によって付属書VIIに移行

CLP改訂のフォローアップ - レビュー

- **5年**: 植物抽出物(エッセンシャルオイルを含む)のMOCS特例に関する科学報告書のレビュー
 - 必要に応じて立法を提言

- **5年**: チャイルドレジスタンス式の締め具と蝕知警告のルールを他の危険有害性クラス(特にCRFの眼の損傷区分1)に拡大する必要性を評価
 - 必要性に対して正当な根拠が示された場合 - 委任法の採択

CLP関連の手引きを更新する理由

- GHSとATPの更新
- RAC評価手法の確立
- CLPの改訂
 - 新しい危険有害性クラス
 - その他のCLP改訂に伴う変更

CLP規則導入の手引き



更新対象の手引き

- CLP規則導入の手引き
- ラベル表示と包装に関する手引き
- 読み取り法とグループ化に関する実用ガイド
- 公衆衛生上の緊急対応についての、調和のとれた情報に関する手引き
- 調和のとれた分類とラベル表示のためのドーシエ作成に関する手引き
- CLP基準の適用に関する手引き
 - パート1 – 一般原則(つなぎの原則、MOCS)
 - パート3 - ヒトの健康(第12回ATP、RAC体験)
 - パート2、3、4は先日更新(新しい危険有害性クラスと物理的危険有害性)

導入の手引きとは

CLP規則の特徴の概要を説明する簡単な手引き

対象者

物質および混合物のサプライヤー
CLPルールを適用しなければならない成形品の生産者または輸入業者

必要な変更点

- CLPの改訂に基づく
- 軽微な変更のみ
- PEG不要
- 交付:2025年第3四半期

ラベル表示と包装に関する手引きの更新(バージョン5.0 2025)



改訂版CLPではラベル表示とオンライン販売に関する変更点を概説
新たな危険有害性クラスの委任法

「手引きに関する協議手順」(ECHA PRO-0011.12)に沿った、手順書を用いたPEG協議による手引きの更新

手引き利用者のニーズに適切に対応するため、今回の更新では以下の項目を網羅:

- デジタルラベル、広告、遠隔販売オファー、量り売り
- ラベルの変更、書式ルールの適用、用語

協議 - 方法、対象者、時期



協議

- PEGメンバー（加盟国当局、認定利害関係者、COMおよびEFSA）
- 関連委員会（並行作業）
- その後、CARACAL

スケジュール（手順書付き）

- 2024年12月～2025年1月 -PEG協議用草案
- 2025年第1四半期 – 関連委員会による協議用草案の修正（並行作業）
- 2025年第1四半期 – CARACALによる協議用草案の修正
- 2025年第1四半期～第2四半期 - 公開準備、のち公開

CLPの読み取り法実用ガイド – 最新のアドバイスの作成



- 改訂版CLPはグループ化と読み取り法の使用を強調
- CLP手引きの必要性

実用ガイドの特徴

- 「手引きに関する協議手順」(ECHA PRO-0011.12)に準拠
- 新たなルール・先例の作成は目的ではない
- CLPに則った使用法を解説する既存の手引きを統合
- RACの意見(すでに採用済み)に基づいた体験を盛り込んでいる
- 比較的早い段階でアドバイスを提供するので更新しやすくなる

協議 - 方法、対象者、時期



関連する専門家および利害関係者との協議

- RAC(業界およびNGOのオブザーバーを含む)、並行してEFSA
- その後、CARACAL

以下のフォーラムの関連利害関係者：

- RAC、加盟国当局、EFSA、COM、業界団体、NGO

スケジュール(手順書付き)

- 2025年第2四半期 – RACを通じた協議用草案(EFSAも同様)
- 2025年第4四半期 – CARACALで協議するための草案修正
- 2025年第4四半期 – 公開準備

附属書VIIIに関する手引きの更新

- ほとんどがCLPの改訂をベースにした更新と更なる改善
- フォーラムおよびCARACAL(欧州委員会を含む)を通じた関連専門家(任命機関を含む)および関連利害関係者の協議
- スケジュール(手順書付き)
 - 2025年第1四半期 – 協議用草案の準備完了
 - 2025年第2四半期 – CARACAL(フォーラムも含む)での協議用草案の修正
 - 2025年第3四半期 – 公開準備

一式文書作成の手引き

- 参考文献を追加・削除する一般的な更新、業務の更新
- 一式文書の構造の変更
 - CLH/BRとCLH/PPPを組み合わせたテンプレート
- 実体験を基にした事例の追加
- 規制および手続きの変更に伴い、活性物質に関するサブセクションを大幅に更新
- 動物実験代替法および定義されたアプローチに関するサブセクションの新設
- グループ向け一式文書に関する考慮事項
- PEGなし
- CARACALを通じた書面による協議
- 交付：2025年第3～第4四半期



必要な変更 – 基準に関する手引き (パート1)



- CLPの改訂がベース
- MOCS、アドバイスがルール
- つなぎの原則の明確化
- その他の軽微な変更
- PEGなし - CARACALとの書面による協議のみ
- 交付: 2025年第3～第4四半期

必要な変更



RACの体験、GHSの変更、その後のATP、判例、CARACALの議論を考慮したうえで更新



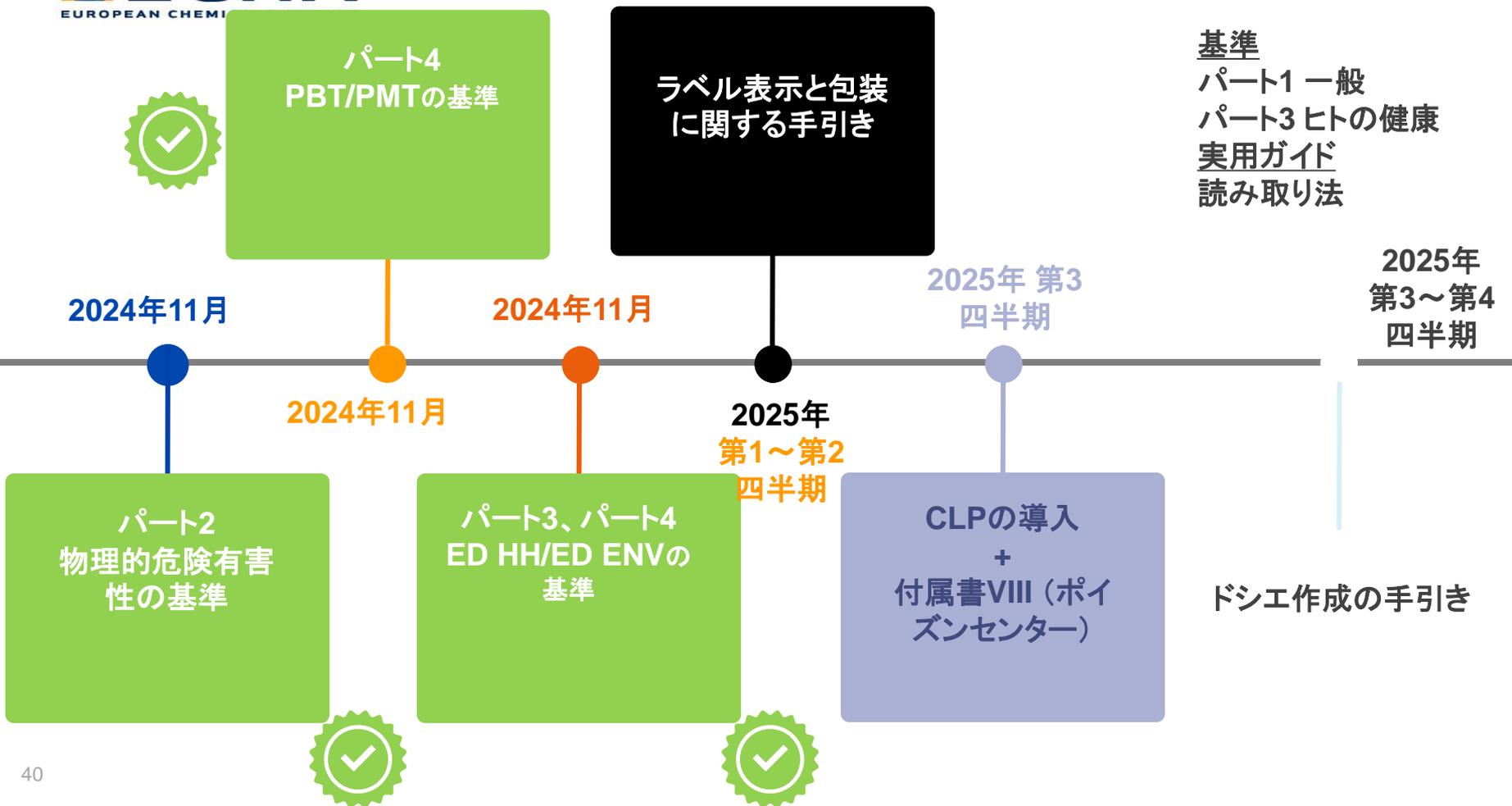
ATP12: 急性毒性、皮膚腐食性／刺激性、眼障害、呼吸器感作性、皮膚感作性、変異原性、発がん性、生殖毒性、STOT SE、STOT REに関する改訂



PEGからのインプットは第2～第3四半期を予定

交付：2025年第3～第4四半期

基準
パート1 一般
パート3 ヒトの健康
実用ガイド
読み取り法



▼ CLP基準の適用に関する手引き

参考文献名

CLP基準の適用に関する手引き

内容

本手引きは、物質の分類・ラベル表示・包装に関する規則(EC)No 1272/2008の適用に関する包括的な技術文献および科学文献シリーズです。この文献シリーズの目的は、物理的危険有害性、健康に対する危険有害性、環境に対する危険有害性にCLP基準を適用する際の詳細なガイドラインを提供することです。

CLP手引きのパート3とパート4にそれぞれ新しい危険有害性クラス(パート3.11: 内分泌かく乱性HH、パート4.2: 内分泌かく乱ENV、パート4.3: PBT/vPvBおよびPMT/vPvM)を導入したため、CLP手引きを分割して使いやすくなる必要が生まれました。そのため、CLP基準の適用に関する手引きは現在、5つの文書に分かれています。

- [CLP基準の適用に関する手引きシリーズの概要](#) [PDF]
- [パート1: 分類およびラベル表示に関する一般原則](#) [PDF]
- [パート2: 物理的危険有害性](#) [PDF]
- [パート3: 健康に対する危険有害性](#) [PDF]
- [パート4/5: 環境に対する危険有害性およびその他の危険有害性](#) [PDF]

注:パート1を参照してから、それ以降のパートを参照するようにしてください。

[詳細](#)

その他詳細については、ECHAウェブサイトをご覧ください。

分類・ラベル表示インベントリ

新しい分類・ラベル表示インベントリ: 設計原則

- 分類・ラベル表示インベントリの既知の欠点に対処した設計に変更
- 便利で分かりやすく、かつアクセスしやすい方法で情報を提供することが目的:
 - 分類の相違点を強調するのではなく、分類が一致する部分を強調して表示
 - 分類の由来をより透明化
- 設計・開発全般を通じて利害関係者のエンゲージメントを促進

分類・ラベル表示データを備えた物質ダッシュボード

Overview

Identity

Dossiers

Regulatory context

Classification & labelling

Hazard Summary

CLP Annex VI - Harmonised

Industry self-classifications

Overview

Identity | [View more details](#)

Name Formaldehyde

EC number 200-001-8

CAS number 50-00-0

Description -

Molecular formula CH₂O

IUPAC name formaldehyde



Other identifiers 148

Classification & labelling

All data

Source: **Harmonised** | [View details](#)

ATP 06	Formaldehyde	
Acute Tox. 3 (dermal)		H311
Acute Tox. 3 (Inhalation)		H311
Acute Tox. 3 (Oral)		H301
Carc.1B		H350
Muta 2		H341

Signal word: **Danger (Dgr)**

GHS05 

GHS08 

GHS06 

Dossiers



REACH registrations

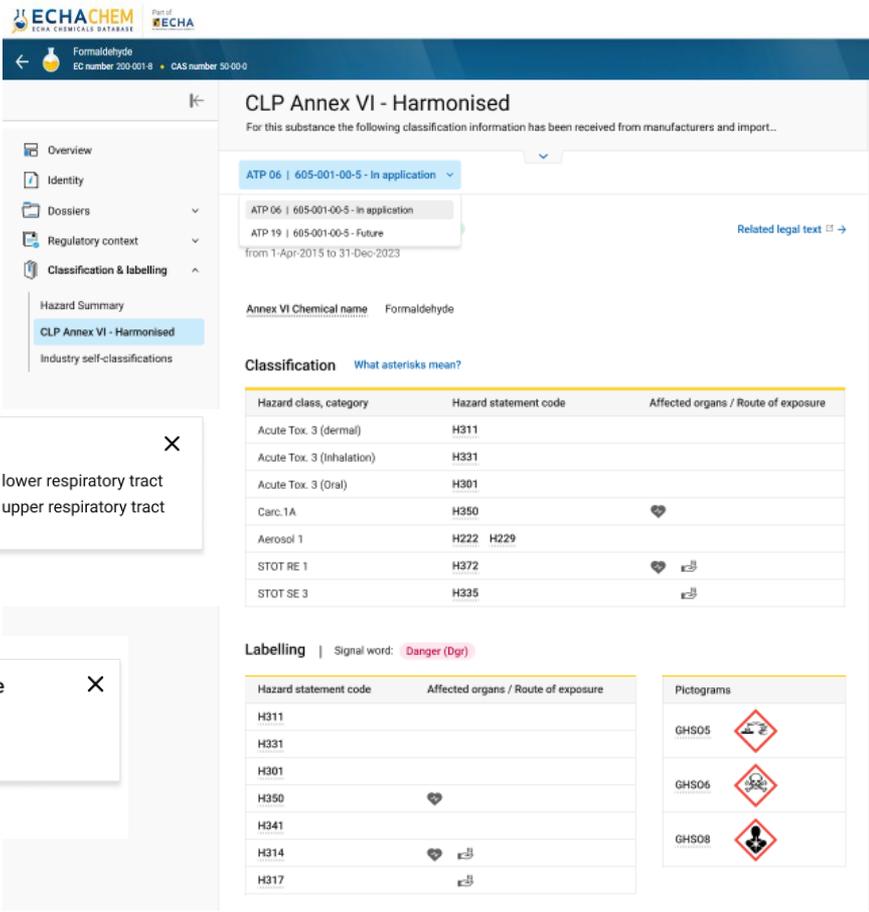
302

近日公開



CLPの付属書VI 化学物質名





Formaldehyde
EC number 200-001-8 + CAS number 50-00-0

CLP Annex VI - Harmonised
For this substance the following classification information has been received from manufacturers and import...

ATP 06 | 605-001-00-5 - In application

ATP 06 | 605-001-00-5 - In application

ATP 19 | 605-001-00-5 - Future
from 1-Apr-2015 to 31-Dec-2023

Related legal text (→)

Annex VI Chemical name Formaldehyde

Classification [What asterisks mean?](#)

Hazard class, category	Hazard statement code	Affected organs / Route of exposure
Acute Tox. 3 (dermal)	H311	
Acute Tox. 3 (inhalation)	H331	
Acute Tox. 3 (Oral)	H301	
Carc. 1A	H350	♥
Aerosol 1	H222 H229	
STOT RE 1	H372	♥ 📄
STOT SE 3	H335	📄

Labelling | Signal word: **Danger (Dgr)**

Hazard statement code	Affected organs / Route of exposure
H311	
H331	
H301	
H350	♥
H341	
H314	♥ 📄
H317	📄

Pictograms

GHS05	
GHS06	
GHS08	

Affected organs ✕

- respiratory system: lower respiratory tract
- respiratory system: upper respiratory tract

Route of Exposure ✕

- dermal
- oral

- 以前と同じコア情報を表示
- コンテキストデータの改善
例: アプリケーションへのATP入力
- 状態・形式による異なる調和を別タブに表示

Specific concentration limits [What asterisks mean?](#)

<p>Conc. >0,2%</p> <p>Skin Sens. 1, H311 ,****</p>	<p>Conc. >5%</p> <p>STOT SE 3</p> <p>Skin Sens. 1</p>	<p>*</p>
---	--	----------

M-factors **Acute toxicity estimates** **Notes**

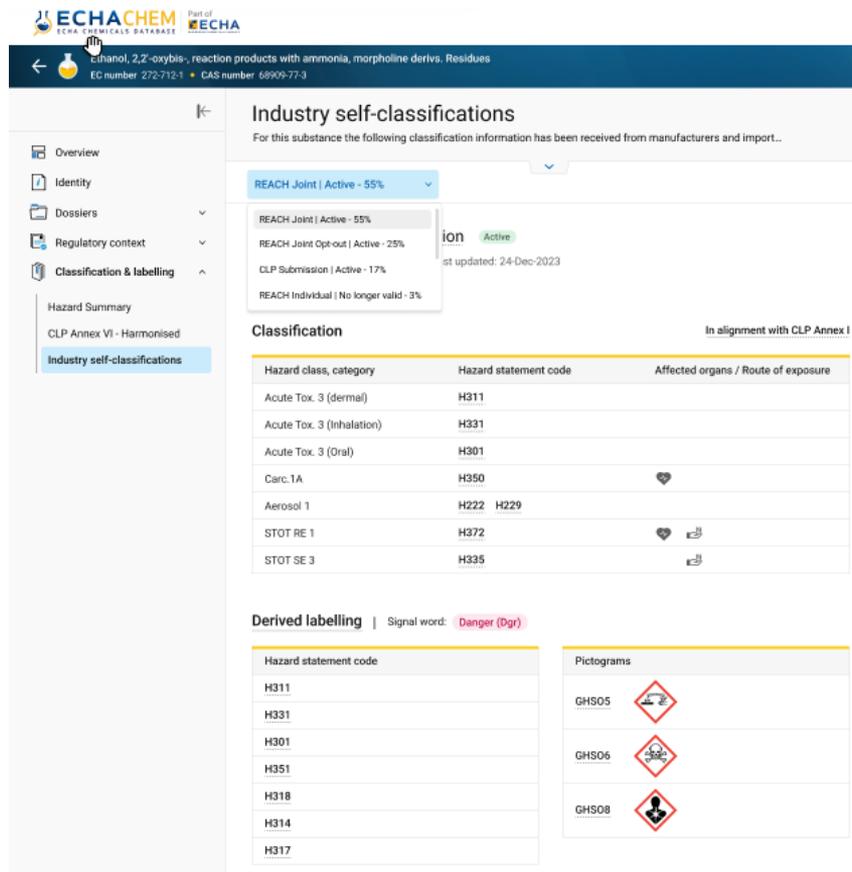
<p>Acute: M=10 Chronic: M=100</p>	<p>Oral 5 mg/kg bw</p> <p>Dermal 70 mg/kg bw</p> <p>Inhalation 0.19 mg/L (dusts/mists)</p>	<p><u>Note B</u></p> <p><u>Note D</u></p>
--------------------------------------	--	---

↑ Back to top

→ より詳細なデータ、明確な構造によるユーザー体験の向上

現在の分類・ラベル表示インベントリ

Specific Concentration limits, M-Factors, Acute Toxicity Estimates (ATE)	Notes
<p>Eye Dam. 1; H318: 3 % ≤ C < 5 %</p> <p>Eye Irrit. 2; H319: 0,3 % ≤ C < 3 %</p> <p>STOT SE 3; H335: C ≥ 3 %</p> <p>Skin Corr. 1B; H314: C ≥ 5 %</p> <p>Skin Irrit. 2; H315: 1 % ≤ C < 5 %</p> <p>M=10</p>	<p>Note B</p>



ECHA CHEM Part of ECHA
EC number 272-712-1 • CAS number 68909-77-3

Industry self-classifications
For this substance the following classification information has been received from manufacturers and import...

REACH Joint | Active - 55%

REACH Joint Opt-out | Active - 25%
CLP Submission | Active - 17%
REACH Individual | No longer valid - 3%

Classification In alignment with CLP Annex I

Hazard class, category	Hazard statement code	Affected organs / Route of exposure
Acute Tox. 3 (dermal)	H311	
Acute Tox. 3 (Inhalation)	H331	
Acute Tox. 3 (Oral)	H301	
Carc. 1A	H350	♥
Aerosol 1	H222 H229	
STOT RE 1	H372	♥ 🗨️
STOT SE 3	H335	🗨️

Derived labelling | Signal word: **Danger (Dgr)**

Hazard statement code	Pictograms
H311	GHS05 
H331	GHS06 
H301	GHS08 
H351	
H318	
H314	
H317	

- データの整合性を促進
- 分類情報に基づくタブ
- コンテキストデータの改善
例: 終更新日、届出率、ソースデータ
- CLP規則で定められた原則に基づくラベル表示

Variants notified



Specific concentration limits

View by notification percentage: 80% 10% 10%



M-factors

Acute: M=10	Chronic: M=100	75%
Acute: M=10	Chronic: M=-	20%
Not specified		5%

→ 届出件数の割合で統計的に提示されたその他の分類要素

メリット

新しいアプローチ

～380,000の異なる分類

分類の違いのみ

法的に正しいラベル表示 (CLPの付属書IIに準拠)

分類の整合性を強調

現在

～680 000の分類

すべての違いを考慮

ラベル表示の違いを含む

分類の整合性は非表示



同じソースデータ - 同じ物質

分類・ラベル表示インベントリ: 今後の機能強化

- 最初のバージョンでは、データを視覚的に閲覧できるようにする予定。来年は、分類・ラベル表示インベントリをダウンロードしたり、APIでアクセスできるようにしたりすることに重点を置く。
 - 利害関係者、特に分類・ラベル表示データを利用している当局からのフィードバックを収集。
- 分類・ラベル表示インベントリは、クラウドベースのデータ製品を活用し、より構造化された形式でデータを提供するという、新しいデータ管理アプローチに基づいて構築する。
- CLPの改訂に伴い、新しいインベントリでは2026年半ばから届出者名の公開を開始する。

ありがとうございました

erwin.annys@echa.europa.eu

Connect with us



echa.europa.eu/podcasts



European Chemicals
Agency



[@one_healthenv_eu](https://www.instagram.com/one_healthenv_eu)



[@EU_ECHA](https://twitter.com/EU_ECHA)



[@EUECHA](https://www.facebook.com/EUECHA)



[EUchemicals](https://www.youtube.com/EUchemicals)



echa.europa.eu/subscribe